

資料7 調査の実施主体の考え方

1. 調査の実施主体の考え方

実施主体	土地所有者等	地方公共団体	汚染原因者
考え方の根拠	1. 土地の状態について責任を有する 2. 調査を行うために必要な土地の掘削等に関する権原を有する（状態責任を基礎とする所有者責任の考え方）	1. 土壌環境基準の達成維持を図るため、環境基準の達成維持状況を把握する（環境監視の考え方）	1. 汚染者負担の原則（原因者責任の考え方）
制度面の留意点	なし	1. 常時監視の枠を超えて個々の土地の土壌汚染の有無の確認を含む調査を私人の所有物に対して行政が直接行なうことへの疑義	1. 汚染がない場合があり、汚染原因者を調査の実施主体とすることは不適
運用面の問題	1. 土壌汚染に関する責任について認識がない場合がある	1. 巨額にのぼる事業費を公共の負担で行うことには合意が得られにくい	X
備考	中央環境審議会答申	諸外国の事例	

土地所有者等とは、土地所有者、占有者（借地人等）又は管理者（破産管財人等）をいう

2. 調査の実施主体の考え方（国内）

	指針・条例等	調査の実施主体の規定等	備考
国	今後の土壌環境保全対策の在り方について	土地所有者等。 ただし、汚染原因者に対しリスク低減措置の一環として行う調査の費用を求償できる。	平成14年1月 中央環境審議会 答申
地方自治体	新潟県	事業者	平成9年4月
	神奈川県	事業者	平成10年4月
	東京都	事業者、土地改変者	平成12年12月
	埼玉県	事業者、土地改変者	平成13年6月